

令和2年度答申第45号
令和2年11月5日

諮問番号 令和2年度諮問第49号（令和2年10月12日諮問）
審査庁 特許庁長官
事件名 実用新案登録出願却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、実用新案法（昭和34年法律第123号）5条1項の規定に基づく実用新案登録出願（以下「本件出願」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が指定された期間内に手続の補正をしなかったとして、同法2条の3の規定に基づき、本件出願を却下する処分（以下「本件出願却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 実用新案登録出願

実用新案法5条1項は、実用新案登録を受けようとする者は、実用新案登録出願人の氏名等を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならないと規定し、同条2項は、願書には、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書を添付しなければならないと規定している。そして、実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）1条の2第1項は、願書は様式

第1により作成しなければならないと規定し、様式第1は、同様式中の「【氏名又は名称】」欄には、実用新案登録出願人が自然人の場合には、氏名を記載し、その横に印を押さなければならないと規定している（備考11）。

(2) 実用新案登録出願を書面の提出により行った場合の手続

ア 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「工業所有権特例法」という。）7条1項及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「工業所有権特例法施行規則」という。）30条は、実用新案登録出願を書面の提出により行った者は、登録情報処理機関（工業所有権特例法9条）に対し、その出願に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該出願をした日から30日（工業所有権特例法施行規則31条）以内に、その旨を記載した書面を提出すること（工業所有権特例法施行規則34条）により、求めなければならないと規定している。

イ 工業所有権特例法40条1項1号は、上記アの規定により磁気ディスクへの記録を求める者は特許法等関係手数料令（昭和35年政令第20号）5条1項の表1に定める手数料（以下「電子化手数料」という。）を納付しなければならないと規定している。

(3) 補正命令

ア 実用新案法2条の2第4項2号は、特許庁長官は、実用新案登録出願に関する手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているときは、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる」と規定している。

イ 実用新案法6条の2第4号は、特許庁長官は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる」と規定している。

ウ 工業所有権特例法7条2項は、特許庁長官は、実用新案登録出願を書面の提出により行った者が、上記(2)のアの規定による方式に違反しているとき、又は上記(2)のイの規定により納付すべき電子化手数料を納付しないときは、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる」と規定している。

(4) 期間の延長

実用新案法2条の5において準用する特許法（昭和34年法律第121号）5条は、1項において、特許庁長官は、この法律により手続をすべき期間を指定したときは、請求により、又は職権で、その期間を延長することができる」と規定し、3項において、1項の規定による期間の延長は、その期間が経過した後であっても、特許庁長官が手続をすべきものとして指定した期間の末日の翌日から2月（実用新案法施行規則23条1項において準用する特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）4条の2第6号）以内に限り、請求することができる」と規定している。

(5) 手続の却下

- ア 実用新案法2条の3は、特許庁長官は、上記(3)のア又はイの規定により手続の補正をすべきことを命じた者がそれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる」と規定している。
- イ 工業所有権特例法7条3項は、特許庁長官は、上記(3)のウの規定により手続の補正をすべきことを命じた者がその規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる」と規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和元年8月15日、名称をAとする考案についての実用新案登録出願（実願a）（本件出願）を書面の提出により行った（したがって、本件出願に係る磁気ディスクへの記録を求める書面の提出期限は、同年9月15日までであった。）。

（実用新案登録願）

- (2) 処分庁は、令和元年10月8日付けの手続補正指令書（以下「本件指令書」という。）で、審査請求人に対し、本件出願については、①願書に実用新案登録出願人の印が押されておらず、②願書に添付した実用新案登録請求の範囲の記載が不明確であり、③磁気ディスクへの記録の求め及び電子化手数料の納付がされていないという不備があるとして、上記①の不備については実用新案法2条の2第4項2号の規定により、上記②の不備については同法6条の2第4号の規定により、上記③の不備については工業所有権特例法7条2項の規定により、それぞれ補正をすべきことを命じ、その補正期間として本件指令書の発送の日から60日の期間を指定して、

本件指令書を同月29日に発送した（したがって、本件で処分庁が補正期間として指定した期間（以下「本件指定期間」という。）は、同年12月28日までの60日間であった。）。

（手続補正指令書）

- (3) 審査請求人は、令和2年2月17日、処分庁に対し、本件出願の出願番号（実願a）を記載した手続補正書（以下「本件補正書」という。）を提出した。

（手続補正書）

- (4) 処分庁の担当者は、本件補正書に添付された図面が本件出願に係るものではなく、別件出願（名称をBとする考案についての実用新案登録出願（実願b）をいう。以下同じ。）に係るものであると考えられたことから、令和2年2月25日付けの書面で、審査請求人に対し、本件出願について、本件指令書に応答した手続補正書の提出がないとして、手続補正書の提出状況の確認を求めるとともに、期間延長請求書（期間徒過）を同月28日までに提出する必要がある旨を通知した（本件指定期間は、令和元年12月28日までであったから、本件で請求により期間を延長することができる期間（以下「本件延長期間」という。）は、令和2年2月28日までの2か月間であった。）。

（「実願aに係る手続補正書について」と題する書面）

- (5) 審査請求人は、令和2年3月2日、登録情報処理機関に対し、磁気ディスクへの記録を求める旨が記載された払込取扱票を利用して、本件出願に係る電子化手数料を納付した。

（令和2年10月28日付けの審査庁の事務連絡）

- (6) 処分庁は、令和2年3月6日付けの通知書（同月17日発送）で、審査請求人に対し、本件補正書を返戻した。

（通知書）

- (7) 処分庁は、令和2年4月9日付けで、審査請求人に対し、審査請求人が指定された期間内に手続の補正をしなかったとして、実用新案法2条の3の規定に基づき、本件出願を却下する処分（本件却下処分）をした。

（「出願却下の処分」と題する書面）

- (8) 審査請求人は、令和2年5月11日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（行政不服審査法による審査請求書）

(9) 審査庁は、令和2年10月12日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件指令書に対し、別件出願に係る手続補正書である本件補正書を誤って提出してしまったが、この件に関しては、処分庁の担当者と十分に話し合った。また、期間延長請求書も提出している。このような状況で、いきなり本件出願を却下されたのは、不服である。本件却下処分は、実用新案法2条の3に違反しているし、審査請求人の法的権利を侵害するものであるから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

本件出願については、願書に実用新案登録出願人の押印がなく、実用新案法施行規則1条の2及び様式第1（備考11）に定める方式に違反していること、願書に添付した実用新案登録請求の範囲が著しく不明確であり、実用新案法6条の2第4号に該当すること、磁気ディスクへの記録の求め及び電子化手数料の納付がなく、工業所有権特例法7条1項及び40条1項1号に違反していることから、処分庁が、実用新案法2条の2第4項2号及び6条の2第4号並びに工業所有権特例法7条2項の規定に基づき、審査請求人に対し、本件指令書で、それぞれ補正をすることを命じたが、審査請求人は、指定された期間内にそれらの補正をしなかった。そこで、処分庁は、実用新案法2条の3の規定に基づき、本件出願を却下したのであるから、本件却下処分は、適法である。

その他、一件記録を精査しても、本件却下処分の適法性及び妥当性に疑義を挟む事情は見当たらない。

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性及び不当性について

実用新案法2条の3及び工業所有権特例法7条3項は、特許庁長官は、手続の補正をすべきことを命じた者が指定された期間内にその補正をしないとき

は、その手続を却下することができる」と規定している（上記第1の1の(5)）。

そこで、処分庁が本件却下処分をした経緯をみると、本件出願については、(1)願書に実用新案登録出願人の印が押されておらず（実用新案法2条の2第4項2号並びに実用新案法施行規則1条の2及び様式第1（備考11）違反）、(2)願書に添付した実用新案登録請求の範囲の記載が著しく不明確であり（実用新案法6条の2第4号該当）、(3)磁気ディスクへの記録を求める書面の提出及び電子化手数料の納付がされていない（工業所有権特例法7条1項及び40条1項1号違反）という不備があったこと、そこで、処分庁は、本件指令書で、審査請求人に対し、上記(1)の不備については実用新案法2条の2第4項2号の規定により、上記(2)の不備については同法6条の2第4号の規定により、上記(3)の不備については工業所有権特例法7条の2の規定により、それぞれ補正をすべきことを命じたこと、その補正期間として処分庁が指定した期間（本件指定期間）は、本件指令書の発送の日である令和元年10月29日から同年12月28日までの60日間であったこと、そして、本件延長期間は、令和2年2月28日までの2か月間であったことが認められる（上記第1の2の(2)、(4)）。

したがって、本件では、まず、審査請求人が本件指定期間内に手続の補正をしたかが問題となり、次に、手続の補正をしたのが本件指定期間の経過後であった場合には、審査請求人が本件延長期間内に期間の延長を請求したかが問題となる。

審査請求人は、上記(1)及び(2)の不備については本件補正書の提出を、上記(3)の不備については磁気ディスクへの記録を求める書面の提出及び電子化手数料の納付をしたことが認められる（上記第1の2の(3)、(5)）が、本件補正書が別件出願に係るものであったことは、審査請求人も認めている（上記第1の3）。もっとも、審査請求人は、この点に関し、本件指令書に対し別件出願に係るもの（本件補正書）を誤って提出してしまったことに関しては、処分庁の担当者と十分に話し合い、期間延長請求書も提出していると主張している（上記第1の3）。そこで、当審査会が、審査請求人に対し、本件指令書に応答した手続補正書及び期間延長請求書を提出しているのであれば、当該書面を提出するよう依頼した（令和2年10月20日付けの書面）が、審査請求人からは、何らの回答もなかった（なお、処分庁は、本件指令書に応答した手続補正書及び期間延長請求書の提出はなかったと主張している（弁明書）。）。したがって、上記(1)及び(2)の不備については、補正がされず、期間の延長請求もされなかつ

たものと認めるのが相当である。

そうすると、処分庁が、本件延長期間の経過後である令和2年4月9日付けで、審査請求人が指定された期間内に手続の補正をしなかったとして、実用新案法2条の3の規定に基づいてした本件却下処分は、法令に従った適法なものである。

なお、審査請求人は、本件却下処分は実用新案法2条の3に違反しているし、審査請求人の法的権利を侵害するものであるとも主張する（上記第1の3）が、一件記録によれば、審査請求人は、処分庁の弁明書に対し反論書を提出するなどして、その主張内容を具体的に明らかにしていない。したがって、上記主張の具体的内容は不明であるが、本件却下処分は、上記のとおり法令に従った適法なものであるから、上記主張は、失当である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美